

2020（令和2）年9月2日

環境省水・大気環境局大気環境課 御中

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見

大阪アスベスト弁護団

担当者：弁護士 西本哲也

〒595-0021 大阪府泉大津市東豊中町1-4-6

三和辻川ビル2号室

いずみおおつ法律事務所

TEL：0725-46-0181/FAX：0725-46-0191

1 改正の概要「(1) 特定建築材料の種類追加」に対して

改正政令案は、いわゆるレベル3作業（建材）を含め、石綿を含有するすべての建築材料を特定建築材料とするというものであり、評価できる。

ただし、成形板以外の床材の接着剤、屋上のルーフィング材、風呂釜やユニットバスのパッキング等、多彩な建材について、調査と除去の方法を別途マニュアル等で示すことが必要と考える。

2 改正の概要「(2) 特定粉じんを多量に発生等させる原因となる特定建築材料の指定」に対して

改正政令案では、改正法18条の17第1項により事前届出の対象となる「特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるもの」に係る特定粉じん排出等作業について、従前と同様、吹付け石綿等に係る特定粉じん排出等作業とすることが予定されている。

しかし、成形板など吹付石綿等以外の特定建築材料中にも青石綿や茶石綿のように発がん性が高い石綿を含有するものが存在することに鑑みると、過度に「多量」の文言にとらわれるべきではなく、青石綿や茶石綿を含有する特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業についても、事前届出の対象とされるべきである。

そこで、青石綿や茶石綿を含有する特定建築材料についても、事前届出の対象とするべく、今般の政令改正において、「特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料」として指定すべきである。

以上